

追加調査事項に関する集計結果

1 趣旨

今回の調査においては、行政不服審査法をめぐる見直しの検討に資するため、従来から把握してきている調査項目（不服申立件数、処理期間等）に加え、不服申立前置^(注1)に関する件数や第三者機関が関与する場合の不服申立ての処理状況、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の新規提訴件数等についても把握した。

なお、追加調査事項の集計結果は、太枠で示した。

2 国における状況（別表1及び2参照）

1. 行政不服審査法に基づく不服申立件数

	申立件数 (a)	不服申立 前置(b)	割合 (b/a)
総数	23,456	18,784	80.1%
異議申立て	8,502	6,466	76.1%
審査請求	12,869	10,478	81.4%
再審査請求	2,085	1,840	88.2%

2. 行政不服審査法に基づく不服申立ての処理件数

	処理件数 (a)	不服申立 前置(b)	割合 (b/a)
総数	18,302	14,520	79.3%
異議申立て	6,653	5,727	86.1%
審査請求	9,827	7,383	75.1%
再審査請求	1,822	1,410	77.4%

3. 行政不服審査法に基づく不服申立ての処理内容（容認率^(注2)）

	不服申立て全体			左記のうち不服申立前置であるもの		
	処理件数	容認件数	容認率 (b/a)	処理件数	容認件数	容認率 (b'/a')
	(a)	(b)		(a')	(b')	
合計	18,302	2,186	11.9%	14,520	1,785	12.3%
異議申立て	6,653	854	12.8%	5,727	728	12.7%
審査請求	9,827	1,237	12.6%	7,383	964	13.1%
再審査請求	1,822	95	5.2%	1,410	93	6.6%

4. 行政不服審査法に基づく不服申立ての処理期間（3か月以内の割合）

	不服申立て全体			左記のうち不服申立前置であるもの		
	処理件数	3か月以内	割合 (b/a)	処理件数	3か月以内	割合 (b'/a')
	(a)	(b)		(a')	(b')	
合計	18,302	8,915	48.7%	14,520	7,614	52.4%
異議申立て	6,653	5,630	84.6%	5,727	5,488	95.8%
審査請求	9,827	3,140	32.0%	7,383	2,005	27.2%
再審査請求	1,822	145	8.0%	1,410	121	8.6%

5. 行政不服審査法に基づく不服申立てについて第三者機関が関与する場合の不服申立ての処理内容（容認率）及び処理期間（3か月以内の割合）

	処理件数	容認件数	容認率 (b/a)	処理期間	割合 (c/a)
	(a)	(b)		3か月以内 (c)	
裁決機関 ^(注3)	4,339	592	13.6%	242	5.6%
諮問機関 ^(注4)	1,231	287	23.3%	41	3.3%

6. 取消訴訟の新規提訴件数^(注5)

提訴件数	不服申立前置	割合
(a)	(b)	(b/a)
660	348	52.7%

3 地方公共団体における状況（別表3及び4参照）

1. 行政不服審査法に基づく不服申立件数

	申立件数		割合 (b/a)
	(a)	不服申立 前置(b)	
総数	14,553	7,136	49.0%
異議申立て	7,377	1,336	18.1%
審査請求	7,168	5,800	80.9%
再審査請求	8	0	0.0%

2. 行政不服審査法に基づく不服申立ての処理件数

	処理件数		割合 (b/a)
	(a)	不服申立 前置(b)	
総数	15,690	9,462	60.3%
異議申立て	5,931	1,119	18.9%
審査請求	9,751	8,341	85.5%
再審査請求	8	2	25.0%

3. 行政不服審査法に基づく不服申立ての処理内容（容認率）

	不服申立て全体			左記のうち不服申立前置であるもの		
	処理件数	容認件数 (b)	容認率 (b/a)	処理件数	容認件数 (b')	容認率 (b'/a')
	(a)			(a')		
合計	15,690	847	5.4%	9,462	360	3.8%
異議申立て	5,931	496	8.4%	1,119	73	6.5%
審査請求	9,751	351	3.6%	8,341	287	3.4%
再審査請求	8	0	0.0%	2	0	0.0%

4. 行政不服審査法に基づく不服申立ての処理期間（3か月以内の割合）

	不服申立て全体			左記のうち不服申立前置であるもの		
	処理件数		割合 (b/a)	処理件数		割合 (b' / a')
	(a)	3か月以内 (b)		(a')	3か月以内 (b')	
合計	15,690	4,456	28.4%	9,462	2,022	21.4%
異議申立て	5,931	2,924	49.3%	1,119	920	82.2%
審査請求	9,751	1,527	15.7%	8,341	1,101	13.2%
再審査請求	8	5	62.5%	2	1	50.0%

5. 行政不服審査法に基づく不服申立てについて第三者機関が関与する場合の不服申立ての処理内容（容認率）及び処理期間（3か月以内の割合）

	処理件数		容認率 (b/a)	処理期間	割合 (c/a)
	(a)	容認件数 (b)		3か月以内 (c)	
裁決機関	9,074	176	1.9%	1,630	18.0%
諮問機関	1,848	372	20.1%	219	11.9%

6. 取消訴訟の新規提訴件数

提訴件数 (a)	不服申立 前置(b)	割合 (b/a)
	449	

- (注) 1 「不服申立前置」とは、不服申立てに対する裁決等を経た後でなければ行政事件訴訟法に基づく取消訴訟（処分の取消しの訴え）を提起することができないものをいう。
- 2 「容認率」とは、不服申立ての処理件数に対して容認件数の占める割合であり、容認には一部容認を含む。
- 3 「裁決機関」とは、人事院、国税不服審判所のほか、以下のいずれかに該当するものが審査庁であるものをいう。
- ① 内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項又は国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会
 - ② 内閣府設置法第37条若しくは第54条又は国家行政組織法第8条に規定する機関
 - ③ 地方自治法第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員又は同条第3項に

規定する機関

- 4 「諮問機関」とは、上記3に掲げるもの又は地方公共団体の議会等であって、法律（条例に基づく処分については、条例）で処分についての不服申立てについて、その議を経ることとされているものをいう。
- 5 「取消訴訟の新規提訴件数」とは、平成21年度中に行政事件訴訟法に基づく取消訴訟（処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え）が第1審として地方裁判所又は高等裁判所に提起されたもの（控訴審又は上告審から審理差し戻しとなって改めて第1審にかけられた事件を含む。）をいう。

【別表1】

国における不服申立て等の状況

(単位：件)

区 分	不服申立て		処理件数		処 理 内 容								処理期間		新規提訴件数		
	前置	前置	前置	前置	容 認		棄 却		却 下		そ の 他		3 か月以内		前置	前置	
					前置	前置	前置	前置	前置	前置	前置	前置					
総 件 数	54,712	45,133	51,778	43,567	22,577	22,132	22,880	19,024	6,281	2,406	40	5	19,218	14,452	660	348	
			100.0	100.0	43.6	50.8	44.2	43.7	12.1	5.5	0.1	0.0	37.1	33.2			
も行政不服審査法に基づく	異議申立て	8,502	6,466	6,653	5,727	854	728	4,556	3,827	1,242	1,172	1	0	5,630	5,488		
				100.0	100.0	12.8	12.7	68.5	66.8	18.7	20.5	0.0	0.0	84.6	95.8		
	審査請求	12,869	10,478	9,827	7,383	1,237	964	7,713	5,947	861	470	16	2	3,140	2,005		
				100.0	100.0	12.6	13.1	78.5	80.5	8.8	6.4	0.2	0.0	32.0	27.2		
	再審査請求	2,085	1,840	1,822	1,410	95	93	1,508	1,221	211	94	8	2	145	121		
100.0				100.0	5.2	6.6	82.8	86.6	11.6	6.7	0.4	0.1	8.0	8.6			
計	23,456	18,784	18,302	14,520	2,186	1,785	13,777	10,995	2,314	1,736	25	4	8,915	7,614			
			100.0	100.0	11.9	12.3	75.3	75.7	12.6	12.0	0.1	0.0	48.7	52.4			
行政不服審査法に基づかないもの	31,256	26,349	33,476	29,047	20,391	20,347	9,103	8,029	3,967	670	15	1	10,303	6,838			
			100.0	100.0	60.9	70.0	27.2	27.6	11.9	2.3	0.0	0.0	30.8	23.5			

- (注) 1 不服申立て欄及び処理件数欄は原処分ベースの件数、新規提訴件数欄は事件ベースの件数であり、それぞれ個別に対応するものではない。
- 2 「前置」とは不服申立前置を指し、不服申立てに対する裁決等を経た後でなければ行政事件訴訟法に基づく取消訴訟（処分の取消しの訴え）等（「新規提訴件数」にあつては、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴え）を提起することができないものをいう。
- 3 「新規提訴件数」とは、平成21年度中に行政事件訴訟法に基づく取消訴訟（処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え）が第1審として地方裁判所又は高等裁判所に提起されたもの（控訴審又は上告審から審理差し戻しとなって改めて第1審にかけられた事件を含む。）をいう。
- 4 処理件数欄、処理内容欄及び処理期間欄の下段の数値は、処理件数を100とした場合の指数である。

【別表2】

第三者機関が関与する場合の不服申立ての処理状況

(単位：件)

区 分	処 理 件 数				処 理 期 間				答申内容 と異なる 処理をし たもの	
	容 認	棄 却	却 下	その他	3か月以内	3か月～ 6か月以内	6か月～ 1年以内	1年超		
裁決機関	4,339	592	3,358	387	2	242	732	3,069	296	—
	100.0	13.6	77.4	8.9	0.0	5.6	16.9	70.7	6.8	
諮問機関	1,231	287	927	16	1	41	152	357	681	6
	100.0	23.3	75.3	1.3	0.1	3.3	12.3	29.0	55.3	
計	5,570	879	4,285	403	3	283	884	3,426	977	6
	100.0	15.8	76.9	7.2	0.1	5.1	15.9	61.5	17.5	

(注) 1 行政不服審査法に基づく不服申立てについて把握した。

2 「裁決機関」とは、人事院、国税不服審判所のほか、以下のいずれかに該当するものが審査庁であるものをいう。

① 内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項又は国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会

② 内閣府設置法第37条若しくは第54条又は国家行政組織法第8条に規定する機関

3 「諮問機関」とは、上記2に掲げる機関等であって、法律で処分についての不服申立てについて、その議を経ることとされているものをいう。

4 処理件数欄及び処理期間欄の下段の数値は、処理件数を100とした場合の指数である。

【別表3】

地方公共団体における不服申立て等の状況

(単位：件)

区 分	不服申立て		処理件数		処 理 内 容								処理期間		新規提訴件数		
	前置	前置	前置	前置	容 認		棄 却		却 下		そ の 他		3 か月以内		前置	前置	
					前置	前置	前置	前置	前置	前置	前置	前置					
総 件 数	19,574	12,090	19,186	12,896	1,219	726	14,179	9,301	3,319	2,400	469	469	5,897	3,407	449	186	
			100.0	100.0	6.4	5.6	73.9	72.1	17.3	18.6	2.4	3.6	30.7	26.4			
も行政不服審査法に基づく	異議申立て	7,377	1,336	5,931	1,119	496	73	4,558	794	877	252	0	0	2,924	920		
				100.0	100.0	8.4	6.5	76.9	71.0	14.8	22.5	0.0	0.0	49.3	82.2		
	審査請求	7,168	5,800	9,751	8,341	351	287	7,075	5,993	1,866	1,602	459	459	1,527	1,101		
				100.0	100.0	3.6	3.4	72.6	71.8	19.1	19.2	4.7	5.5	15.7	13.2		
	再審査請求	8	0	8	2	0	0	5	2	3	0	0	0	0	5	1	
100.0				100.0	0.0	0.0	62.5	100.0	37.5	0.0	0.0	0.0	62.5	50.0			
計	14,553	7,136	15,690	9,462	847	360	11,638	6,789	2,746	1,854	459	459	4,456	2,022			
			100.0	100.0	5.4	3.8	74.2	71.8	17.5	19.6	2.9	4.9	28.4	21.4			
行政不服審査法に基づかないもの	5,021	4,954	3,496	3,434	372	366	2,541	2,512	573	546	10	10	1,441	1,385			
			100.0	100.0	10.6	10.7	72.7	73.2	16.4	15.9	0.3	0.3	41.2	40.3			

- (注) 1 不服申立て欄及び処理件数欄は原処分ベースの件数、新規提訴件数欄は事件ベースの件数であり、それぞれ個別に対応するものではない。
- 2 「前置」とは不服申立前置を指し、不服申立てに対する裁決等を経た後でなければ行政事件訴訟法に基づく取消訴訟（処分の取消しの訴え）等（「新規提訴件数」にあつては、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴え）を提起することができないものをいう。
- 3 「新規提訴件数」とは、平成21年度中に行政事件訴訟法に基づく取消訴訟（処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え）が第1審として地方裁判所又は高等裁判所に提起されたもの（控訴審又は上告審から審理差し戻しとなって改めて第1審にかけられた事件を含む。）をいう。
- 4 処理件数欄、処理内容欄及び処理期間欄の下段の数値は、処理件数を100とした場合の指数である。

【別表4】

第三者機関が関与する場合の不服申立ての処理状況（地方公共団体）

（単位：件）

区 分	処 理 件 数				処 理 期 間				答申内容 と異なる 処理をし たもの	
	容 認	棄 却	却 下	その他	3か月以内	3か月～ 6か月以内	6か月～ 1年以内	1年超		
裁決機関	9,074	176	6,999	1,447	452	1,630	2,214	3,627	1,603	—
	100.0	1.9	77.1	15.9	5.0	18.0	24.4	40.0	17.7	
諮問機関	1,848	372	1,436	40	0	219	470	452	707	39
	100.0	20.1	77.7	2.2	0.0	11.9	25.4	24.5	38.3	
計	10,922	548	8,435	1,487	452	1,849	2,684	4,079	2,310	39
	100.0	5.0	77.2	13.6	4.1	16.9	24.6	37.3	21.1	

（注）1 行政不服審査法に基づく不服申立てについて把握した。

2 「裁決機関」とは、地方自治法第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員又は同条第3項に規定する機関が審査庁であるものをいう。

3 「諮問機関」とは、上記2に掲げるもの又は地方公共団体の議会等であって、法律（条例に基づく処分については、条例）で処分についての不服申立てについて、その議を経ることとされているものをいう。

4 処理件数欄及び処理期間欄の下段の数値は、処理件数を100とした場合の指数である。